

# 19年参院選広島 元法相買収事件

## 「起訴相当」県議ら再捜査

### 特捲部、35人の立件視野

2019年の参院選広島

選挙区を巡る買収事件で、河井克行元法相(58)=公選法違反罪で実刑確定=から現金を受領し、検察審査会が「起訴相当」と議決した。廣島県議ら35人について、東京地検特捲部が再捜査で当初の結論を一転させ、県議らを立件する方向で詰め

が「起訴相当」と議決した

の捜査をしていることが26日、関係者への取材で分かった。再聴取に買収資金と認めた受領者らを略式起訴とし、否定した場合は正式に起訴する」とも検討している。

特捲部は昨年7月、公選法違反容疑で告発された現金受領者100人のうち、死亡した1人を除き、犯罪事実は認定した上で一律不起訴(起訴猶予)としたため、検審の議決にどう対応するかが焦点となっていた。当初は元法相との力関係などを考慮し「受動的な立場だった」と判断した。

1月28日に公表された議決書によると、検審は①金額の多寡②受領時に公職に就いていたか③返金や寄付をしているかーを中心て検討し、10万~300万円を受け取った35人は「起訴すべきだ」と議決した。受領者を全く処罰しないことに「重大な違法行為である」と見失わせる恐れがある」と指摘した。

関係者によると、特捲部は2月以降、広島に検事を派遣して「不起訴不当」となった46人と合わせた計81人を改めて聴取するなどし、再捜査を進めている。多くは事実関係を改めて認めており、26日までに県議ら7人が議員辞職した。検察審査会法では、起訴相当の35人の再捜査は原則3カ月以内とされており、特捲部が再度不起訴としても、検審がもう一度「起訴すべきだ」と判断すれば強制起訴される仕組みとなっている。